

全国海運組合連合会
第279回理事会議事録

日 時 平成20年11月19日(水) 12:00~13:18

場 所 神戸市・生田神社会館・4階・会議室

出席者 理事44名(別紙名簿の通り)

議 題

1. 船主部会委員交代の件
2. 内航海運暫定措置事業に係わる件
3. 船主連絡協議会開催結果の件
4. 鉄道・運輸機構への要望の件
5. 平成20年度事務局研修会開催の件
6. 新6級海技士養成課程応募状況の件
7. シップリサイクル新条約に係わる件
8. 燃料油価格に係わる件
9. 安全管理規程等、総連合会ひな型に係わる件
10. その他

定刻、理事の過半数の出席を得て本理事会は適法に成立、定款の定めにより小比加会長が議長となり開会挨拶があり、この中で先般10月1日開催した創立50周年祝賀会での各位の協力方について謝辞があった。

この後、平成20年秋の黄綬褒章受章者報告並びに記念品贈呈式に入り小比加会長より木許副会長(代理、児玉九海連専務理事)に対して内規による銀杯を贈呈した。

議 題 1. 船主部会委員交代の件

本件、事務局より九海連からの船主部会委員の交代願いを次の通り説明した。

(新) 大旺海運有限公司
代表取締役 岩崎 庵氏

(旧) 山平鉄雄氏

この後、議長が本件を諮った処、異議無く承認された。

議 題 2. 内航海運暫定措置事業に係わる件

本件については、会長及び事務局から11月11日開催の総連合会政策委員会の会議内容について大要以下の通り説明があった。

(1) 平成20年度下期内航海運暫定措置事業の資金管理計画について

議長より平成20年度下期の解撤交付金予定交付額として12億円以内とすることで国土交通省の同意を得、決定した。又、平成20年度の収支見通しは、配布資料の数字は、次期繰越26億円となっているがこの数字には9月期及び11月期の納付金等収入額が含まれていないのでこれを加えた年度見通しは50億円程度ではないかと思われる。

尚、平成20年度の納付金等収入は、平成18年度及び19年度に比較して約20%の減少見通しであるとの説明があった。

(2) 平成25年度以降の暫定措置事業の在り方（中間答申案）について

事務局より、これまで政策小委員会で検討してきた「平成25年度以降の暫定措置事業の在り方について」中間答申案が取りまとめられ11月11日開催の政策委員会に上程されたが、前日業界紙に暫定事業の今後の在り方に関する記事が掲載されたこともありこの中間答申案が決定したと誤解を与えるおそれもあること。又答申内容については、今後国交省等関係省庁との協議を要することから資料が非公開となった為、配布資料は、事務局が答申概要を作成したものであると述べ以下の如く説明した。

* 中間答申案概要

I. 前提として、中間答申案に謳う平成25年度以降の納交付金単価、平成28年度以降に実施を目標とする建造等納付金減額制度の創設等は、今後国交省等の同意を要すること。又、今後の経済環境等の変化に対応して見直すことが考えられることで固定的に考えるものではないとした。

II. 答申内容

①平成25～27年度の取り扱い

交付金制度、納付金免除制度は、現行ルールに則り実施する。

②平成28年度以降の取り扱い

引当資格未使用船が相当量残存することが予想されることから、これまでの納付金免除制度と同効果の減額制度を創設する。

又、納付金単価、減額金額の設定にあたっては、平成27年度単価を3年間固定する考え。

③暫定措置事業認定船舶（いわゆる孫船）の取り扱い

平成28年度以降、暫定措置事業で建造された船舶についても一度は納付金の負担をしたことから、旧規程船と同様の減額制度の対象とすることが適当。

④収支相償う時期の推定

試算するに、過去3年間（18、19及び20年度）の納付金収入平均額（年間約61億円）が納付されると想定すると平成34年度に収支相償う見通しであり、又景気減速を考慮して上記の80%の49億円と想定すると平成38年度に相償うと想定。

この後、蔵本内航海運活性化プロジェクトチーム（活性化PT）委員長より、政策小委員会でこれまで検討してきた平成25年度以降の暫定措置事業

の在り方についてこの度の政策委員会への答申によりこれからは政策委員会理事会在が検討の場となる。

尚、今後当活性化PTは、暫定措置事業以外の問題例えば船員問題、組合の在り方等々について委員の意見を求め検討して行きたいと発言があった。

この後、議長が意見を求めた処、旧規程船については、ぜひ建造納付金減額制度の対象になるよう要望するとの発言があり、議長より答申案はその様な方針を謳っているとの回答があった。この他、特に発言が無く本件は了承された。

議 題 3. 船主連絡協議会開催結果の件

本件、小田原船主部会長より大要以下の通り報告があった。

①船主連絡協議会地方会議の開催

本件、以下の通り「船員確保が出来る用船料獲得・適正用船料確保で内航船の灯を消すな！！」をスローガンに地方会議を開催し、来期用船料更改交渉の参考として適正船舶コスト算出内容の説明を行うとともに用船料の適正化、船員問題等を中心に意見交換を行った。参加者からは現在の用船料での経営状況等について厳しい状況発言があった。

尚、船舶コストについては、船価、修繕費、船員コスト他諸経費の値上がりに伴いこれまでのコストを見直した。

即ち、499総トンの新造船では月額1,541万9,000円、又既存船では月額1,431万6,000円である。現在の用船料の実態は、499総トン型は、平均1,132万円で約300万円の格差がありこれを是正して行く事が確認され、今後オペレーターの用船料交渉の場で実現に向け要望して行くこととした。

(i) 貨物船関係地方会議開催内容

- | | |
|---------------------------|---------|
| ○ 10月21日(火) 岡山・全日空ホテル | 参加者 58名 |
| ○ " 月22日(水) 博多・ホテルセントラザ博多 | " 44名 |

(ii) 油送船関係地方会議開催内容

- | | |
|--------------------------|---------|
| ○ 10月24日(金) 松山・アイテムえひめ | 参加者 44名 |
| ○ " 25日(土) 岡山・ミヨシノ本店 | " 16名 |
| ○ " 27日(月) 博多・ホテルセントラザ博多 | " 28名 |

②来期の用船料改善に向けたオペレーター訪問について

貨物船の用船料修復改善運動は、来春の2月中に10社程度訪問することとし、詳細は12月17日開催の船連協で決めることとした。

又、タンカーについては、今秋11月26日から11月28日にかけて、11社を訪問することとした。

この後、議長が意見を求めた処、特になく本件了承された。

議 題 4. 鉄道・運輸機構への要望の件

本件については、議長より大要以下の通り説明した。

9月16日開催の砂利船部会で決議された土・砂利・石材船の運輸機構への共有対象船舶拡大方の要望を受け、10月17日運輸機構に赴き担当理事に陳情したが先方の説明は、以前 当該船舶関係で約60億円のいわゆる不良債権が発生したことにより国交省及び財務省との協議によって融資対象か

ら外されたとのことであつた。

又、199総トン型船については、過去には融資対象から外されていた時期があつたが、現在は対象となつているとのことであつた。

尚、今後とも国交省と協議を重ね融資対象になるよう努力して行くとの発言がありこの後、意見を求めた処、特に無く了承された。

議 題5. 平成20年度事務局研修会開催の件

本件については、事務局は大要以下の通り説明した。

○開催日時 平成21年2月26日(木) 14:00～

○開催場所 京都市・京都全日空ホテル

この後、議長が本件を諮り異議無く了承された。

議 題6. 新6級海技士養成課程応募状況の件

本件、事務局は以下の通り説明した。

平成20年度第3回(修学期間11月26日～3月26日の間、今回募集定員24名)の新6級海技士(航海)の受講申し込み状況は、最終的に14名の応募にとどまりこれで開講することとなつた旨説明した。

又、付言して今回の応募から当会が要望した通り受講資格が緩和され、従来船員教育機関以外の高等学校卒業以上の者としていたものを義務教育修了者(中卒)については簡易な入学試験を行い受講可能としたことにより上記14名の内、2名がその該当者であつた旨説明した。

議 題7. シップリサイクル新条約に係わる件

本件、事務局は11月22日開催された総連合会理事会において報告のあつた内容を概要以下の通り説明した。

① シップリサイクル新条約の策定について

現在、IMO(国際海事機関の略、海事問題に関する国連の専門機関で海上の安全、海洋汚染の防止等、海運に影響する技術的・法律的問題の勧告等を目的とする機関、加盟国約167カ国、本部ロンドン)では、2009年5月の採択をめざしてシップリサイクル(船舶の再生利用等)新条約の策定作業を進めている。

② 新条約の目的について

船舶のライフサイクル(船舶の建造から運航そしてリサイクルまでの各段階)を通じてシップリサイクルに係わる船舶からの有害物質による海洋汚染の対応問題と解撤業者の対応等のための環境・労働安全の解決を図ることを目的とする。

③ 船主が実施すべき方針内容

イ. 船内の有害物質の一覧(インベントリと言う、詳しくは(i)船舶の構造又は設備に含まれるアスベスト・スズ化合物等の物質、(ii)運航中に発生する廃油・ビルジ等の廃棄物、(iii)予備品その他、燃料油等)の作成と管理等。

ロ. リサイクル予定船には一定の基準を満たし認可されたりサイクル施設

のみへの引き渡しと、引き渡し前に船内有害物質の最小化を図ること。

ハ. 条約に適合した船舶に対する国際証書（リサイクル準備完了国際証書）の発給を受ける必要があること等々であり、今後は上記の内容を具備した関係書類を有しないと海外売船が出来ないことになる。

④インベントリの作成義務者について

- ・新造船は、造船所
- ・現存船は、船舶所有者

⑤対象船舶について

国際総トン数500G/T（内航船は350G/Tに相当）以上の新造船・現存船舶。

⑥条約発効等今後のスケジュールについて

- ・2009年（平成21年）5月 *IMO条約採択会議
- ・2012年（平成24年）頃 *条約発効（想定）
- ・2012年～2017年（平成24年～平成29年）
*条約発行後5年以内に現存船は、
インベントリを作成することになる。

この後、議長より本件の重要性から今後この問題について注視方を要請した後、発言を求めた処、特になく了承された。

議 題 8. 燃料油価格に係わる件

本件事務局は、資料に基づき内航燃料油価格について大要以下の通り説明した。

本年度10～12月期は現時点の予測としてA重油で¥25,000程度・C重油で約¥30,000程度の値下げが予想されている。11月の為替レートとWTI価格によっては、もう少し下がる可能性もある。

議 題 9. 安全管理規程等、総連合会ひな型に係わる件

本件事務局より、現在の安全管理規程ひな型が旅客船等の大型事業者向けであったことから一般の内航事業者（オペレーター）にとって参考にしづらい面が多々あったので今般事業者からの要望を受け内航海運の実態に即した総連合会版安全管理規程（ひな形）作成した旨説明した。

尚、今後はこれまでの書式による届出によっても又、今般の総連合会ひな形による届出でも何れも可であると付言した。

議 題 10. その他

イ. 下請法等の取組及び契約書式の解説並びにクレーム相談会開催結果報告の件

本件事務局は、第1回を10月7日（火）東京都を皮切りに全国7ヶ所で開催し、その時の質疑応答集を資料の如く作成した旨報告した。

ロ. 全海運今後の開催会議日程の件

本件事務局は、今後の決定会議の開催日程等を報告した。

ハ. 全海運物産品直販事業の件

本件については、塚本物産品直販事業委員長より、中元での販売促進の謝辞と今後歳暮時期を迎えての協力方要請があった。

これにて議案審議が全て終了したので議長は、13:18謝辞の後、閉会を宣した。

以 上
(高木)